

Politor 考

—ローマ農業と自由労働者・各論 I—

長谷川 博 隆

はじめに

普通、ローマ農業を考える際、とりわけ大土地所有者の所領の場合、直営と小作という経営形態をふまえた労働力の視点からは、直営地における奴隷と小作地における自由人（勿論その下に奴隷も考えられる）と、図式的には大きく二つの型に分けられる。しかし、直営地においても、奴隷でないいわゆる自由労働者が、ローマ農業史のあらゆる段階に広く存在したのである。⁽¹⁾

勿論、農業経営自体における彼らの役割、つまり社会構成上の比重は必ずしも大きくないようにみえるし、⁽²⁾ また自由人である限りにおいては、法的にもなんら問題となるべき点はないかのようである。

しかし、一言で自由労働といっても様々の型があり、当該社会における、その自由労働者のあり方からみて、彼らが夫々どのように位置づけられるか、やはり検討し直してみる必要があろう。⁽³⁾

この小篇は、自由労働者の発展、とりわけ農業におけるその発展の全体像を描くための予備作

(1) 簡単には White, K. D.: *Roman Farming*. London, 1970. 347ff. Brockmeyer, N.: *Arbeitsorganisation und ökonomisches Denken in der Gutswirtschaft des römischen Reiches*. Bochum, 1968. 農事作家の発言に限れば Kaltenstadler, W.: *Arbeitsorganisation und Führungssystem bei den römischen Agrarschriftstellern*. Stuttgart / New York, 1978. 収穫時の日傭労働者に限定しては Krenkel, W.: *Zu den Tagelöhnern bei der Ernte in Rom*. *Romanitas*, 6/7, 1965. 130—153. 村川堅太郎『羅馬大土地所有制』社会構成史大系 昭和24年 日本評論社 は、ローマの大土地所有制の経営形態とその内部構造についての精緻な分析であり、様々の型の賃労働者についての十分な目くばりも行われている。大所領に限らず、中小所領にも日傭の例がみられる点は、Atilius Regulus の話を想起すればよからう (Liv. per. 18. Val. Max. 4, 4, 6. etc.)。

2) 村川・前掲書100頁。Finley, M. I.: *The Ancient Economy*. London, 1973. 73.

3) 賃労働は「一時的な奴隷状態」というのが社会通念であろう (Sen. benef. 3, 22. には、servus は perpetuus mercennarius ~ 奴隷は永続する(終身の) m. ~ とある)。De Robertis, F. M.: *I Lavoratori liberi nelle 'familiae' aziendali romane*. *SDHI*, 24, 1958. 269ff. De Robertis, F. M.: *Lavoro e lavoratori nel mondo romano*. Bari, 1963. 120, 13. Krenkel, *Romanitas*, 1965. 143. ここで ocatio-conductio (賃約) の三つの型が想起されるが、この問題については Mayer-Maly, Th.: *Locatio conductio*. Wien / München, 1956. 邦文では雄篇、佐藤篤士『古代ローマ法の研究』1975. 197—239 (『ローマ共和政後期における雇傭関係』) をみよ。

業のひとつを、自由労働者の一つの型たる *politor* にしぼって示すものである。⁽⁴⁾

I

ローマ農業に限定して考えると、自由人・不自由人を問わず（いや自由・不自由は意識されていない！）一般に労働者をあらわす *operarius* を一種の類概念として⁽⁵⁾、自由な賃労働者をあらわす表現としては *Cato* では *mercennarius*, *Varro*, *Columella* にも *mercennarius* がみられるが、*Columella* では *m.* だけでなく *rusticus*⁽⁷⁾（あるいは *colonus* の一部も）⁽⁸⁾ が自由な賃労働者を意味することもあったという。

また特殊な存在＝表現としては、*Cato* だけに限定しても *politor*, *redemptor*⁽⁹⁾（更には

(4) 弓削達『地中海世界とローマ帝国』岩波書店 1977の第4章「イタリアにおける農業構造の変化」における的確な学界動向と鋭い問題意識をみよ。しかし本短篇は、理論的な問題、とりわけ歴史的な構造の変化の問題に應えるというより、その素材を提供するためのささやかな試みにすぎない。

(5) *Cat.* 5, 4. なお *Cato* にあらわれる7個の *operarius* の中の5個が自由人 (1, 3, 1, 4, 5, 4, 23, 2, 145, 1.) 2個が奴隷 (10, 1, 11, 1.) であるとするのは *White. op. cit.* 378. *Varr.* 1, 17, 2. 3. 4. 6. *Colum.* には9個 (11, 1, 4, 11, 1, 16~2回, 11, 1, 25, 11, 2, 40, 11, 2, 81(6), 6, 2, 15, 6, 24, 4. 人間以外の労働力を指すこともある。Betts & Ashworth. *Index to the Uppsala Edition of Columella.* Uppsala. 1971. 384.)。自由労働者・不自由労働者双方を含むとするのは、古く *Seeck, O. : Geschichte des Untergangs der antiken Welt.* 2 Aufl. Berlin. 1910. I. A. 559. *Cato* に関しては *Brockmeyer. op. cit.* 78ff. *Kaltenstadler. op. cit.* 12ff. *Varr.* 2, 17, 2ff. をふまえて *Hörle, J. : Catos Hausbücher.* Paderborn. 1929. [repr. 1968] 258f. のように *operarius* は〔原則的には〕奴隷, *mercennarius* は自由人とするのはむしろ特殊で、一般に *op.* は身分を念頭におかずに使用され、自由労働者を指すことが多い。cf. *Goujard, R. : Caton, De l'agriculture.* Budé éd. Paris. 1975. 133, 10. [以下 *Cato* と略す]

(6) *Cat.* 5, 4. *Varr.* 1, 17, 2. 1, 17, 3. *Col.* 1, pr, 9. 1, pr, 12. (Uppsala Ed.) *Cato, Varro* の *mer.* を自由な賃労働者とみるのは、夙に *Gummerus, H. : Der römische Gutsbetrieb als wirtschaftlicher Organismus nach den Werken des Cato, Varro und Columella.* *Klio Beih.* 5. 1906. [1963] 25f. 61ff. *Kaufmann, H. : Die altrömische Miete.* Köln/Graz. 1964. 147ff. *Brockmeyer. op. cit.* 78ff. 125f. *Kaltenstadler. op. cit.* 12f.

(7) *Col.* 1, 6, 19f. *Günther, R. : Kolonen und Sklaven in der Schrift de re rustica Columella's.* *Festschr. f. F. Altheim.* I. Berlin. 1969. 506f. 反論は *Kaltenstadler. op. cit.* 15, 39b (=67, 39b). 11, 1, 19. は奴隷で, 1, 7, 2. は *Pächter* とする。

(8) このようにとるのは *Günther* である (注7をみよ)。*Col.* 1, 6, 12. *Col.* の *colonus* の多様さ (1, 7, 1—7, 7. は *Pächter*, 11, 1, 14. は奴隷)。*Kaltenstadler. op. cit.* 66, 38.

(9) *Cat.* 144, 3. 145, 3. *redemptor* は勿論請負人。 *Brockmeyer. op. cit.* 86ff. *Kaltenstadler. op. cit.* 12f. *Bloch, G.—Carcopino, J. : Histoire Romaine.* II, 1. Paris. 3éd. 1952. 96f. は *redemptor* の集める徒輩を *mercennarius* とする。

redemptor の仲間,あるいはその下の労働者としての socius~socii⁽¹⁰⁾, (homines)⁽¹¹⁾ は, 厳密に言って, 法的性格や報酬のあり方の点 mercennarius の枠の中に入れられるかどうかには問題が残るとはいえ, 広義の意味で直営地の自由な労働者であることは略間違いない。

ところで, mercennarius に関しては, すでに Martini, Kaufmann, De Robertis, Macqueron などの研究があるが,⁽¹²⁾ 甲論乙駁の状態を脱しておらず, この mercennarius の問題は, むしろローマ農業史にとどまらない広い視野からの考察を必要とするため, 次の課題としなければならない。ただ Nörr の厳しい批判を受けている⁽¹³⁾ とはいえ, De Robertis の研究には, mercennarius の雇傭主に対する隷属性の問題を考える場合, 採るべき点が含まれているように思われる。

今回は紙幅の都合上, 視野と問題点を限定して, politor すなわち Ackerknecht (Krenkel), Ackerarbeiter, Ackerhelfer (Hörle), Erntehelfer (Brockmeyer, Kaltenstadler), Hacker (Thielscher), Jäter (Thielscher), shareworker (Frank), caretaker (Hooper), contractor と cleanser (Frank), 刈取り・収穫労働者などの訳語の当てられる(仏・伊の研究者は大体原語のまま)自由労働者の問題に考察対象をしばり, しかも発展の問題を捨象して, 一応 Cato 時代の農業労働者としての位置づけを行ないたいと思う。

II

politor についての研究は, 専論としては古くは Geiss, Frank, Zanini, 新しくは Goujard の仕事があり, またローマ農業に関わりのある著述にして, この論題に言及しないものは全くな⁽¹⁴⁾いといつてよからう。

- (10) Cat. 144, 4. 145, 3. Gummerus. op. cit. 30 は Mitunternehmer とする。Kaltenstadler. op. cit. 13. 反論は Goujard. Cato. 296, 13. 297, 5. cf. 295, 11. であるが, 単なる労働者とみるわけでもない。cf. Thielscher, P.: Des Marcus Cato Belehrung über die Landwirtschaft. Berlin. 1963. 349ff.
- (11) Cat. 144, 4. cf. 145, 1. Goujard. Cato. 294, 10. 自由人説と不自由人説とがある。Kaltenstadler. op. cit. 12, 27a (=62, 27a). もっとも Cat. 22, 3. の homines は奴隷とみるべきであろう。それに加えて capulator (油汲み~66-67.), legulus (オリーブの実を集める人~64, 1. 144, 3. 146, 3.), strictor (オリーブの実を摘む人~144, 3. 4. 後者は上記の homines に包摂される), factor (=olearius オリーブ搾り~13, 1. 64, 1. 66, 1. 67, 1. 145, 2. 146, 3.)などをどう位置づけるか, という問題が残る。
- (12) Martini, R.: Mercennarius. Milano. 1958. Kaufmann (注6をみよ)。De Robertis, (注3をみよ)。Macqueron, J.: Le travail des hommes libres dans l'antiquité romaine. Aix. 1958. [補遺は1964.]
- (13) Nörr, D.: Zur sozialen und rechtlichen Bewertung der freien Arbeit in Rom. ZSS. 82. 1965. 67ff.
- (14) Geiss, A.: Die Politio in der römischen Landwirtschaft. Freiburg/Br. 1910. Frank, T.: An Interpretation of Cato, Agricultura 136. AJPh. 54. 1933. 162ff. [Frank, T.: An Economic Survey of Ancient Rome. I. 1933. 168. 以下 Survey と略す] Zanini, L.: Alcune osservazioni sul politor e sul colonus partiarus. Atti del Istituto Veneto. Classe Lett. 95, 2. 1935/36. 65ff. [以下 politor と略す] Goujard, R.: Politio, Politor. RPh. 44, 1. 1970. 84ff. cf. v. Lübtow, U.: Catos Leges venditioni et locationi dictae. Symbolae R. Taubenschlag dedicatae III=Eos. 48, 3. 1957. 227-441 (特に 351ff.). [以下 Catos Leges と略す] Thielscher. op. cit. 327ff.

農業に関係のある *politor* は、厳密には3個しか摘出できない (Cato に2回, *Digesta* に1回)⁽¹⁵⁾ ため、かえってその限られた史料に関して、ある一点を強調することによって自説を組立て、独自の論陣を張る人もあれば、各史料間の矛盾の解明に全力をあげる論者もある。とりわけ考察視角・思考の枠組みの異なることもあってローマ法学者と歴史家・文献学者の間で意見の噛み合わぬ点のあったことを指摘せねばならぬ。⁽¹⁶⁾

まず *politor* をどう捉えてきたか、諸学説を大別して提示し、次いで史料を吟味し直し、出来得れば最後に一つの見通しを示したい。

politor とくに Cato 時代のそれを、自由人で穀物畑に関係ある存在とみることに、ほぼ異論はないようである。⁽¹⁷⁾ その上で、三つの説に分けることができよう。

A説

politor を *colonus partarius* (分益小作人) とみる説で、Cato. 136. を根拠に、彼らは土地所有者の耕地の農業労働者ではなく、土地の賃借人である、とする。古く Waaser が唱えたもので、夙に異説・反論が Pernice, Crome, Geiss によって展開されている。⁽¹⁸⁾ 現在は、この説を採る論者はいないが、⁽¹⁹⁾ Cato. 136. の *politor* を直接そのまま *colonus partarius* とするのはなく、Dig. の *politor* と関連させるか、Dig. を根拠に *col. part.* とみなす論者ならば、今尚存在するし、⁽²⁰⁾ そこには一考の余地のある点も含まれている。

B説

- (15) Cat. 5, 4. 136. Dig. 17, 2, 52, 2. のみである。CIL. I¹. 327. (Antium) 及び VI. 13402. の *politor* は Geiss. op. cit. 29. が職人としている。Matth. 4, 14, 20. の Firmicus Maternus の *politor* を宝石磨きとし、上の I. 327. を建物の職人とするのは Goujard. RPh. 1970. 85, 4.
- (16) 簡単には Goujard. RPh. 1970. 86ff.
- (17) 古く Trumpler, H.: Die Geschichte der römischen Gesellschaftsformen. Berlin. 1906. 20f. が、奴隷も、と言うが、その根拠とする史料 (CIL. I¹. 327. VI. 13402) の含む問題点は Geiss の喝破した通り (本小稿注15)。Macqueron. op. cit. 65. が「多分」とするのは慎重。但し66頁では Cat. 5, 4. に関連して、「確かに」とする。もっとも *operarius* となると、問題は別である。
- (18) 特殊技能をもつ *col. part.* とは Waaser, M.: Die colonia partiararia des römischen Rechts. Berlin. 1885. 59f. 70f. 異説・反論は Pernice, A.: Parerga I. ZRG. Rom. 3. 1882. 58ff. Crome, C.: Die partiarische Rechtsgeschichte. Freiburg / Br. 1897. 55f. (*col. part.* でなく土地改良家～*locatio conductio operis*=請負) Geiss. op. cit. 14ff.
- (19) Hooper—Ash 訳の Loeb C.L. が *caretaker* と *tenant* とも訳すのは、英語の *tenant* に様々の含みがあるとはいえ、やはり問題であろう。
- (20) White. op. cit. 383. のリスト。Gummerus. op. cit. 33. 先駆的形態とするのは Bloch-Carcopino. op. cit. 96ff. 但し Brockmeyer. op. cit. 82. は *col. part.* の先駆的形態とみなすことにも反対する。Staerman, E. M.: Die Blütezeit der Sklavenwirtschaft in der römischen Republik. Wiesbaden. 1969. 3. は *Pächter* の中に含まれる *politor* とするが、79f. ではこの捉え方にとらわれずに議論を展開しているようである。Mayer-Maly. op. cit. 135, 27. では Cato. 136. 137. の例を *Teilpacht* の最古例とする。

politor を〔穀物畑の〕農業労働者とみる説で、大別すると二つに分かれる。

B—1 特殊な技術を有する専門家（たとえば土地改良家）とみる説であるが、夙に Geiss や Zanini が、最近では Thielscher が批判するように Cato. 5, 4. と矛盾する。⁽²¹⁾

B—2 補助労働者または例外的・臨時的労働に従う者とみる説。なおこの説の変種として、休閒地を耕作可能な形にまで整地する（牧草地に化していた古い耕地を肥沃な耕地に戻す）者とみる説（Geiss）もあるが、Brockmeyer の立場をとれば当然批判されるところであり、v. Lübtow も別の視角からこの説を斥ける。⁽²²⁾

現在の学界の大勢では、B—2 つまり農業経営全体における位置づけからは、土地所有者の直営地、とくに穀物畑の補助労働者の存在とみる説が有力であるが、その労働が作業のどの段階にまで及ぶかについては、論者の見解は大きく分かれる。⁽²³⁾

それに加えて、古くからみられるばかりか、近年になっても衰えない意見に、politor を固定した概念ではないとし、史料にあらわれる politor は夫々異なった型の politor であるとする見解のあることを指摘しておきたい。⁽²⁴⁾

いずれにせよ、史料を今一度吟味し直すことによって、論者の見解の分岐点を明らかにし、問題を一步進める手がかりを示したい。

二

I

史料にはっきりと politor があらわれるのは三個所にすぎない。

(21) 高い利潤を上げるため土地を改良し、土地所有者と組合契約を結んで、収穫の半ばを得る専門家とするのは Pernice. ZRG. 3. 1882. 58ff. 7. 1886. 79f. 土地改良家とするのは Weber, M.: Römische Agrargeschichte. Stuttgart. 1891. 236f. や Crome. op. cit. 55f. Ferrini, C.: Le origini del contratto di società in Roma. AG. 38. 1887. 1—32. 但し Arangio-Ruiz, V.: La società in diritto romano. Napoli. 1950. [1965] 26f. Bonfante, Costa 説を紹介するには及ぶまい。がそうするのは D. 17, 2, 52, 2. を根拠とするもの。Pernice, Crome, Ferrini 説批判は Geiss. op. cit. 20ff. Zanini. politor., 65ff. (④専門家ならば穀物栽培の全過程にタッチするはずだが、そうすると politor が受ける穀物の割合がすくない (Cat. 136.)). ⑤穀物栽培のウェートの低い時代・世界に専門家を必要としたであろうか、とする批判は鋭い) v. Lübtow. Catos Leges. 353, 6. Thielscher. op. cit. 328.

(22) Geiss. op. cit. 26f. 45ff. Zanini. politor. 68. Brockmeyer. op. cit. 82f. (Erntehelfer とみる) v. Lübtow. Catos Leges. 361.

(23) 後で詳論 (14頁, 注51, 注52)。さしあたりは農耕の全過程とする Voigt, Gummerus (むしろ二つの型説), Geiss, 次いで播種以降の作業とする Frank, Staerman, Goujard を中間にすえ、最もせまくは収穫のみとする Mommsen, Th.: Römische Geschichte. Berlin. 13Aufl. 1923. [1854—3Aufl. 1861.] I. 834A. Brockmeyer に至るとしておこう。

(24) Gummerus. op. cit. 26. v. Lübtow. Catos Leges. 356f. White, K. D.: Roman Agricultural Writers. I. Aufstieg und Niedergang der römischen Welt. I, 4. Berlin. 1973. 454f. は季節労働者と臨時労働者とに分けて考えている。

〔史料A〕 Cato. 5, 4.⁽²⁵⁾

Vilicus は、同じ人物を operarius (労務者), mercennarius (賃労働者), politor として、一日以上監督することにならないようにすべきである。

この個所は、① operarius mercennarius politor この三者の関係をどう捉えるか、すなわち omp を o, m, p (通説) とみるか、o m, p (White, Goujard) とするか、o, m p (v. Lübtow) とみなすかで見解が分かれ、② 最後の“die,, をどうとるか、つまり“一日以上,, という読みにかかわる点で論者の見解は分かれる。⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾

①に関しては、三者並記であって、次第に限定されてゆくが、三概念相覆うとみたい。②については、新しい刊本の校定者・訳者 Goujard もこの一日をあらわす“die,, を取除き、ただ“長くは,, と訳しているが、その必要はなく、むしろ古い Keil の捉え方のある面を生かしたい。

その上で残るのは、politor には報酬として現金が支払われたと言い切れるかという点、つまり次の史料 Cato. 136. に絡む問題である。

〔史料B〕 Cato. 136.⁽²⁸⁾

どのような条件で, politio を委ねるべきであるか。カッシヌム (Casinum) やウェナフル

25) Cat. 5, 4. operarium mercen<n>arium politorem diutius eundem ne habeat die.

26) v. Lübtow は op, mer pol... Hörle, Goujard は op mer, pol... Macqueron, Gummerus, Hooper, Krenkel は op, mer, pol... (同じ日傭い、又は servant, 又は caretaker を一日以上...) Thielscher はコンマなしで (同じ賃労働者を Jäter として...), Keil は夙に op. と mer. とを synonym とみるが、Carpolino, op. cit. 96f. や Martini. op. cit. 62. は当該個所の op. と mer. とを分けて考える。更には p も (批判及び別の視角は Macqueron, J.: Réflexions sur la locatio operarum et le mercennarius. RHDF. 36. 1959. 614.)。

27) ①期日を越えては (Gesner~Geiss. op. cit. 10. による), ②連続しては (Hörle. op. cit. 259.), ③毎日申告, その上で vilicus の決めた期限以上に (Keil. Gummerus. op. cit. 26f. Brockmeyer. op. cit. 82, 41. Macqueron. RHDF. 1959. 614. Macqueron. op. cit. 65f. 契約がある長さの期間を有し, それぞれ毎日更新されるとは, 夙に Keil の主張したところ。ただ毎日申告した, とみるのは問題であろう), ④長くは (Goujard. Cato. 15.)。

28) Cat. 136. politionem quo pacto dari oporteat: in agro Casinate et Venafro in loco bono parti octava corbi dividat, satis bono septima, tertio loco sexta; si granum modio dividet, parti quinta; in Venafro ager optimus nona parti corbi dividat; si communiter pisunt, qua ex parte politori pars est, eam partem in pistrinum politor. hordeum quinta modio, fabam quinta modio dividat.

② pacto partiaro (Keil, Hooper), partiaro (Brockmeyer), pacto partiaro redemptori (Macqueron. op. cit. 70. cf. Kaufmann. op. cit. 240.) オリーブ収穫 (144, 1) やオリーブ油製造 (145, 1) のときの modus が lex となるのと同じ。差は v. Lübtow. op. cit. 248ff. 256. lex は雇い主の一方向的な dictio, 但し pactum は合意による。因みに pactum 一般については, Kaser, M.: Das römische Privatrecht I². München. 1971. 527.

③ dare が locare を意味する点は Cat. 145. 146. 及び 16. と 19. との関連を想起する。Kaufmann. op. cit. 239ff.

ム (Venafrum) の地域では^㉔、地味豊かなところならば、籠で量って「8分の1」を、一応の地味のところならば「7分の1」を、第三等級のところならば「6分の1」を分け与えるべきである。脱穀された穀物 (Frank, Thielscher) の場合ならば、modius で量って「5分の1」たるべきである。

ところで、ウェナフルムの最も肥沃な土地では、籠で量って「9分の1」を分けるべきである。

もしも〔土地所有者と〕politor とが共同で粉にひくならば、politor に与えられる分け前に当るだけを臼にかけることが許される。^㉕大麦ならば modius で量って「5分の1」、豆ならば modius で量って「5分の1」が与えられるべきである。

この史料から読みとれることは、politio は locatio-couductio であり、脱穀していない場合は一見地味の如何による差をつけつつ、politor にはその報酬として収穫物の一部が与えられるべきこと、土地所有者と共同で製粉機(臼)を使用することもあることなどであろう。

未脱穀の作物の、地味如何による割当ての差に関しては、二通りの捉え方が可能である。一つは、痩せた土地では労力が大であるから分け前も大きくなる、という捉え方であるが、今一つは、「籠で量る」にウェートをおく考え方で、痩せた土地では一籠にはいる穀物の量も少ない、従って報酬の割合を大きくする、あるいは痩せた土地からは実のよくつまっていない穂も沢山あろうから、割合をふやす、こうすると土地の肥瘦に関係なく、究極的には実質上同じ割合の穀物が politor に与えられる⁽²⁹⁾。この後者の捉え方は、脱穀後の割当ては、土地の肥瘦に関係なく同様であるということによって裏書きされる。ところで、この二つの捉え方の中の前者は、politor の労働をただ収穫に限らず、可成幅広いものとみる立場に連なる(労働が収穫だけならば、土地の肥瘦による労力の差はない、といよりむしろ肥沃な土地の方が仕事の量は大きいはずだからである)。それに対して politor の手にはいる割合が実質上一定であるとする後者は、労働を収穫に限定する考え方、あるいは収穫を核とする作業とみる捉え方にも通ずるものがある。もっとも土地の肥瘦と労働量は、その仕事かどの範囲であろうと変りない、という捉え方もあり、単純に上の方角に問題を発展させるのは適切でない。一定の割合の報酬、それを仕事の範囲・労働量と関連

㉔ Casinum は Latium 南部、Venafrum は Campania 北部、両地域に Cato の所領のあることは Carcopino. op. cit. 101. Salomon, Ph.: Essai sur les structures agraires de l'Italie Centrale au II^e siècle av. JC. (Recherches d'histoire économique. Paris. 1964. 4, 2.) Thielscher. op. cit. 8f. Goujard. Cato. 285, 2. 3.

㉕ Frank 訳では「自分の仕事のために支払われた割合いで、臼をひくための代価を支払うべき...」Hooper 訳では「一緒に粉にひく場合、自分が受けとるべき分け前の割合で粉ひきのために支払う...」
「共同で」とあっても、societas とみる必要はあるまい。

(29) 穀物の成熟云々を強調する Zanini. politor. 66, 3. 「籠」にウェートをおく Thielscher. op. cit. 327f. 労働力云々をも匂わず Brockmeyer. op. cit. 81, 37 (=341, 37). cf. Frank. AJPh. 1933. 163f. Survey. 168. Goujard. RPh. 1970. 87ff.

させて考えることもある程度は可能であり、その限りでの数算的計算も、一応説得力をもつといえよう。⁽³⁰⁾

実は労働量と割当て率との関連については、穀物畑における収穫までの総労働量とその中に占める収穫だけの労働量の割合と、この未脱穀穀物の「6分の1」～「9分の1」割当てという数字とが、略一致することは Goujard の示すところである。そこで、一つの見方として、④ politor が余人をまじえず、自分（及びその手の者）だけでこの収穫の作業全体を引き受けた、と考えられる（請負）。しかし ⑤ 籠で量るといふのは、全収穫量の「6分の1」～「9分の1」を意味するのではなく、politor（及びその手の者）が自分の籠にいれた穀物の「6分の1」～「9分の1」であるとみなせば、上の④のように敢て請負とみる必要はない（Cato. 5, 4. で mercennarius となっていること、つまり雇傭であることとかみ合わない）。「6分の1」～「9分の1」が、全収穫量のそれか、politor の担当した収穫量のそれか、その何れとみるかで請負とみなすことができるかどうかが決まる。しかしこのテキスト自体には極め手となるものは秘め

(30) Frank. AJPh. 1933. 162ff. Survey. I. 160ff. 188ff. は普通 1 jugerum で 50 乃至 70 modii の収穫 (Varr. 1, 44. Cic. Verr. 3, 112.), 1 mod.=3 ses. (Krenkel, W.: Währungen, Preise und Löhne in Rom. Das Altertum. 7. 1961. 172.) 8分の1～6分の1では 1 jug. あたり 8 mod. 5分の1では 10～14 modii 与えられることになり、価格にすると前者は 24 ses. 後者は 30～42 ses. になる、という。一方、Sergeenko (Štaerman. op. cit. 80. による) は、politor は一日、 $1\frac{1}{2}$ ～2 modii、普通の日傭の日は 2～3 Ass. (1 mod.=4 Ass.) したがって politor の日当とは略 $1:\frac{1}{3}$ あるいは $1:\frac{1}{4}$ という関係になる、という。Frank, Krenkel, Sergeenko などの計算の根拠となった諸史料の時代差が何よりも問題であるが、ここではただその結論を挙げるにとどめる。ただ Cat. 22, 2 から、奴隷の日当（又は生活費）は 2 ses. であったことが分る (Goujard. Cat. 187, 5. Krenkel. Altertum. 1961. 175. Romanitas. 1965. 134ff. 因みに自由人の日当を Krenkel は 1 den.=4 ses. とする～この数字と上の数字の関係には時代の問題が残るが)。

ところが Goujard. RPh. 1970. 89ff. は労働量を絡ませて検討する (Col. 2, 12, 1.)。つまり一般論として蒔いた種子 5～4 modii の場合、播種後の仕事全体に要する労働日数を $10\frac{1}{2}$ 日、その中で馬鉄でならすのを除いた日数を $5\frac{1}{2}$ 日とみ、2回鋤く（土かけ）のに3日、雑草とり1日、刈取りに $1\frac{1}{2}$ 日とする。このようにみると、土かけ・草とり・刈取る段階を含むと労働総日数の $\frac{11}{21}$ 、収穫だけだと $\frac{3}{21}$ となる。ところで一方、収穫の $\frac{1}{9}$ ～ $\frac{1}{6}$ を平均すると、 $\frac{2}{15}$ となる。全収穫高の $\frac{2}{15}$ を、 $\frac{11}{21}$ の労働で得るのか、あるいは $\frac{3}{21}$ の作業で獲得するのか、ということになる。後者においては収穫と労働が全体の中での割合として略拮抗する。更に Goujard は modius で量って $\frac{1}{5}$ (= $\frac{3}{15}$) とこの $\frac{2}{15}$ の差すなわち $\frac{1}{15}$ を、脱穀（極めて煩瑣で重労働とみる）のための追加給とみ、次いで 100 jugera の耕地（そこでは通年 20 jugera が穀物に充当される計算となる）で、politor に 200 modii が与えられることになり、それは4人分の穀物に当る（一人、月平均 4 modii—年 48～50 modii）というのである。Goujard では Frankより数算的な計算・分析が精密になっているようであるが、算定の基準となる数字に問題があり、労働量の割合の算出からだけでは、politor の仕事が刈取りだけであったか、あるいはもっと広いものであったかについての結論は出せない。ただ 100 jugera の土地に関して、この程度の穀物、pol. の取り分だけでは、さほど多くの人を扶養できないことは、Sergeenko の推定を織り込んでも、略確かであろう。上の Columella の数字の批判は Duncan-Jones, R.: The Economy of the Roman Empire. Cambridge. 1974. 329f.

られていない。但し、㊸とすると、politor の刈り取った分に対して、それ以外の人（地主の奴隷 etc.）のそれが、収穫の段階で別に分けられていることになる。そのことはもちろん可能であろう。しかし、そうであると、脱穀後においても所謂「5分の1」の割当てが、自分の担当した分の「5分の1」という形で、他者のそれと分けて行われなければならない。果してそのようなことが現実に行われうるであろうか。籠の段階ならば、自分の収穫分と他の刈り取り分を分けることはできても、脱穀後は事態は異なる、それぞれの籠の穀物が集められて、その上で脱穀される、つまり一つになってしまうと考えるのが自然ではなからうか。

収穫と脱穀とを関連づけて捉えると、これまた請負という形が自然のようにも思われ、㊸説に戻る。しかし勿論、極め手になるものはない。

この問題は、後に別の角度から照明を当てて検討するが、Cat. 136. から考えられることとして、Cat. 5, 4. を考慮にいれなければ、「請負」とみることも一つの見方としてはあり得る、という、その程度のことであろうか。もっとも 5, 4 は雇傭とみなしなければならず、ここに問題が残る。〔史料C〕 Dig. 17, 2, 52, 2 (Celsus)⁽³¹⁾。

……ケルスス (Celsus) は Digesta の第7巻に次のように記す。socius は、お互いに、詐欺にも過失にも責任がある、と。更に彼は言う。もしも同じ組合 (societas) の中で、各人がその才能と労力を示すべきであるならば、たとえば一緒に保持している家畜が放牧されているとき、または共同で利用し politor に委ねられた土地からの収穫物を得る場合には、勿論のこと、politor には不手際の過失の責任がある。…後略…

この史料が、すくなくとも societas の成員としての politor を指したことは略間違いなく、土地所有者と politor との契約は Cato の頃には（又は Cato の史料では）賃約 (locatio-conductio) の一種とみなされていたのが、Celsus のときには、それが組合関係として取扱われたと思われるが、この組合における politor は土地からの上がりを持定の割合で土地所有者と分けたと推定される。⁽³²⁾

③^① Dig. 17, 2, 52, 2. ... et Celsus libro septimo digestorum ita scripsit: socios inter se dolum et culpam praestare oportet. sed si in coeunda societate, inquit, artem operamve pollicitus est alter, veluti cum pecus in commune pascendum aut agrum politori damus in commune quaerendis fructibus, nimirum ibi etiam culpa imperitia praestanda est. ... (v. Lübtow. Catos Leges. 321. の読み変えは採らない)

② Celsus (P. Juventius Celsus. RE. 13.) 一世紀末から二世紀初めの法学者。プロクルス派。Hadrianus の consilium の一員。

③ Kaser. op. cit. 576, 48.

④ Zanini. politor. 68. v. Lübtow. Catos Leges. 362, 40.

⑤ Kaser. op. cit. 509, 47.

⑥ v. Lübtow は societas ともみない (op. cit. 362.) が、Dig. 19, 2, 25, 6. に col. part. は組合の法に従う、と解される個所があると、この politio が組合関係として捉えられるのを関連させ、politio = colonia partiaria とみる見解もあるが、問題点は、Zanini. politor. 70. cf. v. Lübtow. Catos Leges. 361ff. 但しこの politor を専門家とみる諸説及びその批判は Geiss. op. cit. 22ff. v. Lübtow. Catos Leges. 361, 38. なお Macqueron. op. cit. 235. は politor—métager とする。

ところで、以上の三史料を卒読してぶつつかる問題は、次の通りである。

① Cato. 5, 4. と 136. の *politor* を同じ性格のものとみた場合、兩個所に関連する問題として、

a. Cato. 5, 4. の *politor* は *mercennarius* である限り、賃労働者とみなすべきであるが、Cato. 136. の *politor* は、現物、つまり収穫物の一部を付与されるべき存在になっている。労務の報酬として *politor* に与えられるのは、賃銀かそれとも現物か、あるいはそのように峻別することができるかどうか、という報酬にかかわる問題がある。

b. Cato. 5, 4. では、*politor* は毎日変えられるべきであると記され、一方 Cato. 136. はある期間——それをどれだけの長さとするかは問題であるが——の労働が、賃約（雇傭か請負かは問題であるが、一般には Cato. 5, 4. を根拠に雇傭⁽³³⁾とみる）をふまえて考えられているのではないか。

c. *politor* の仕事の内容は、Cato. 136. からは刈取り・脱穀を中心としたものと考えられるが、*politor* という表現のもつ原義、更には報酬として示される現物の割合からみて、どの範囲の仕事にたずさわったとみるべきであろうか。

② 第三の史料にかかわる点。

一世紀の Celsus から遡って前二世紀の Cato を推論するのは、捉え方が逆であるが、両者の間に *politor* の性格の変化が認められるように思われる。そのところをどのように解したらよいか。それは、Cato. 136. も *locatio-conductio* ではなく、*societas* ではなかったか、という問いにも通ずる。⁽³⁴⁾*societas* 説をとることは無理と思うが、この短篇ではそこまで立入ることはできない。

今、四つの問題点を摘出したが、最初の二つについてはなお少しく説明が必要であろう。

まず、①の a, b に夫々に関連すること、つまりそれは 5, 4. の *politor* と 136. のそれとを一応同じ性格のものとみた上で起こる矛盾であるが、5 頁に述べたように Cato. 5, 4. の *politor* と 136. のそれとは異なる性格のもの、あるいは異なる概念とみる説のあることを再び想起したい。⁽³⁵⁾

(33) 賃約 (*locatio-conductio*) であることは略間違いないが、雇傭 (*l. c. operarum*) か、請負 (*l. c. operis*) か、賃貸借 (*l. c. rei*) か、論者の見解は一致しない。もっとも賃貸借説は殆どなく、一般に雇傭とみなすが、請負説も有力である (Trumpler. op. cit. 22. Macqueron. op. cit. 60. White. op. cit. 513, 29.)。

(34) 魅力的な Zanini 説に問題があるとすれば Dig. と Cato の時代差が消えているかにみえる点である。勿論 Cato には *socii* はみられないが、すくなくとも Waaser のように *colonus partarius*, そして *socius* なりとする説は Geiss, Zanini によって斥けられている。

(35) 古く Trumpler が請負説 (本小稿注 33. 57) の上に立って Cat. 136. の *politor* は *manceps operarum* であるとした。根拠は Suet. Vesp. 1, 4. cf. CIL. VIII Suppl. 1223. n. 11824. その批判は Geiss. op. cit. 29f. が展開したが、それはもし Trumpler 説をとれば、労働者の群を率いて歩く必要があるのに Cato, Varro には、その事例がない、という所にあった (この点は後述 18 頁)。Thielscher もまた Cat. 5, 4. を *operarius mercennarius politor* とみ、136. を *operarius partarius politor* とし、Cato の *operarius* がオリヴ摘果と加工の場合、*leguli* と *strictores* (*leguli* と並んで *factores*)、穀物畑の場合 *politores*, 報酬によって *mercennarii* と *partarii* に分れる、とする (op. cit. 333.)。

すくなくとも、politor 自体が幅広い解釈の可能な概念であること(後述)、また Cato における一つの表現形式、とりわけ身分にかかわる術語の揺れ、あるいは農業論の構成、成立の事情を考えると、この見解・立場にも、一概に否定しきれない点が含まれている⁽³⁶⁾。

しかし、一気に上のような捉え方をとる前に、やはりまず前頁に示した素朴な疑問にどこまで応えられるかを検討するべきであろう。Cato. 5, 4. で politor も mercennarius の一つの型とみなされていることを前提にすえて、①—— a に関しては、普通報酬として賃銀を与えられるはずの mercennarius にも現物給付の事例はないか、という点を検討し、一步進めて mercennarius あるいは operarius がこの Cato で賃銀・現物双方を受けていないか、という点を考える。①—— b に関しては、雇傭は、一日単位、つまり日毎に更新されるべきものなのか、という点に焦点を合わせることになる。

II

①—— a, b, c を夫々検討してみよう。

①—— a mercennarius を自由な労働者とりわけ日傭いとみる限りでは、日毎、報酬が支払われなければならないことは言うまでもない⁽³⁷⁾。しかも当面の時代においては、またそれ以降も、報酬は原則として賃銀であり、現物ではない⁽³⁸⁾。

しかし、次のような点に問題が残る。表現形式上は、merces が使用される限り、報酬は賃銀(現金)であったと考えられるが、そのことは、一步進めると merces なる語を使わない形での報酬においては現物給付の展開する場があったことを推測させる。術語的に merces と限定せ

36) Varr, Col. の arator, occator, sarritor, runcator, messor, foeniseca のように細分された穀物畑の労働者は Cato にみられず(後述21頁), politio, polire の意味の広さ(後述注48. 49. 50), 更には pastor と並ぶものと考えられること(D. 17, 2, 52, 2. 明記されないが)を想起するからである。術語の揺れについては別に考えてみたいが、さし当りは Hörle. op. cit. 110ff. 構成・執筆時期の差に関しては簡単には Hörle. op. cit. 4ff. (三つの発展段階説), Thielscher. op. cit. 5. 16ff. 328. (生涯かけて執筆), Kaltenstadler. op. cit. 8. 2b (=57, 2b), Goujard. Cato. 32—45. 39ff. cf. Brockmeyer. op. cit. 72.

37) merces の歴史は Kaufmann. op. cit. 136ff. 160ff.

38) Mayer-Maly. op. cit. 129ff. 但し彼は Cat. 136. 137. を col. part. の最古例とする(135)。明らかに金銭による報酬が普通である(Mayer-Maly. op. cit. 129. Kaser. op. cit. 571, 87. cf. Kaufmann. op. cit. 132ff.) が, Carcopino によって「金銭の他に食料品も支給された例とされる CIL. III. 948, 4. の読みは, Röhle, R.: Das Problem der Gefahrtragung im Bereich des römischen Dienst- und Werkvertrages. SD. 34. 1968. 188ff. で否定され, “食料品を,” でなく “子供のために,” とすべきであるとされている。なお Kaser. op. cit. 566, 29. もっとも Thielscher. op. cit. 333. は農業における日傭いに対する現物支給の例をあげるが, それは近代の例である。

39) Kaufmann. op. cit. 137. では, 現物だけ, あるいは現物が賃銀と並んで Mietentgelt (賃借料) として決められる場合には, merces なる語が使用されないとし, 一方現物給付は農業にかかわりある場合のみである, とする(134f). cf. Cat. 146, 3. ~praeconium.

ず、報酬を広く捉えると、つまり *mercennarius* と術語的に限定せず、すくなくとも自由な労働者とする（もっとも“自由な労働者”、という概念が古代社会にありえたかどうかは、大いに問題であるが、この場合の自由は奴隷でないという意とする）と、彼らに付与されたものも現物である可能性がある。事実 Cato には、136. の *politor* と同じように、現物の一部を与えられる労働者の事例が *partiaris* としての *calcaris*（石灰焼き）及び葡萄園の労働者に関して想定されるからである。⁽⁴⁰⁾ 更には現物の付加給付の事例もオリーブ畑の労働者に認められる。⁽⁴¹⁾

ただ、それらの事例も *politor* と同じく雇傭とみるべきか、賃貸借か、あるいは請負か（組合か）、論者の見解も一致せず、定め難いし、必ずしも *politor* と関連しない点のあることもたしかであるが、広く *locatio-conductio*（賃約）であることは略間違いなく、むしろローマ人の現実意識・感覚では賃貸借・請負・雇傭の三者が未分離で混淆しているとみなすべきであり、⁽⁴²⁾ その上で、ここでは実際問題として賃銀・現物入り混じる、いや賃銀としての報酬に現物も挿入、あるいは付加されていたと考えることができるのではなからうか。

しかしやはり、広義の *mercennarius*, *operarius* に付加的に現物も与えられることがある、ということも言えても、それは決して金銭での労賃を排除するものではなかったということ、この点もたしかである。

①— b 賃約とりわけ雇傭は、明らかにその期間が契約で決められる。⁽⁴³⁾ ところで, Cato. 5,

(40) Cat. 16. には石灰焼き (*calcaris partiaris*) が記される。割合は不明であるが、明らかに現物の一部が支給された。ただ *locatio conductio operis* (Macqueron, op. cit. 60.) か, *societas* の契約 (Crome. op. cit. 143f.) かに問題がある (v. Lübtow. *Catos Leges*. 351f. は判断留保。cf. 240ff.)。Goujard. Cato. 169. なお Cat. 137. は葡萄畑の問題であり, v. Lübtow. op. cit. 358. はこれをも組合ではなく, *locatio conductio operis* であるのか, *l. c. operarum* であるのか不明である, とする。Macqueron は, Cat. 16. 137. とともに請負とみる。Thielscher. op. cit. 135. 333. は組合, 折半とみる (折半は Mommsen, v. Lübtow も同じ)。cf. Varr. 3, 16, 10. Kaufmann. op. cit. 135.

(41) Cat. 67, 1. (cf. 66, 1) の *factor* は *capulator* を手伝い, 現物が支給される労働者とみることができ (Goujard. Cato. 242, 2.)。factor は Cat. 13, 1. 64, 1. 66, 1. 67, 1. 145, 2. 146, 3. をみよ。なお自由な労働者 (*leg., str. ~adsiduos homines*) への追加の現物支給 (*accessiones* もっとも追加の現金支給もあることに注意。) は 144, 5. (*leg., fact.* に対しては 146, 3. も考えられ得る) 但し後者 (*leg., fact.*) は, 夫々自由人とみるか奴隷とみるかはまだ明らかでない。homines を *servi* とみるべきかどうか。Goujard. Cato. 295, 11. Thielscher. op. cit. 346ff. (隣人) 勿論, この労働者への賃銀は, 一般に貨幣で請負人が支払い, 主人が追加の支給をして収穫量に応じてオリーブの実や油を与えたとみられる (Cat. 146, 3. では主人が直接 *leg., fact.* に支払うこともみえる)。cf. Šimovičová, E.: Zur Frage der Rentabilität und der Produktionskosten in M. Porcius Catos Schrift "De Agri Cultura" GlO. 1973. 138. は Lohnarbeiter と Tagelöhner の報酬の形として, 簡単に, 現物・賃銀双方がありえた, とするのみである。

(42) Kaser. op. cit. 564. 佐藤前掲書 197ff. 三者の関係は Csillag, P.: Die Stellung der Arbeit im römischen Recht. Klio. 53. 1971. 175.

(43) Kaser. op. cit. 570. (雇傭)

4. には毎日契約を結び直すべきである、とされているようであるが、事実はただ単に「同じ人物を一日以上……」と記されているにすぎない。

勿論、一日毎に *locare* という事例もあり、〔請負でも〕⁽⁴⁴⁾ 労賃は一日毎とされる例もあること、つまり毎日労働の対価(この考え方は近代的か?) 支払の可能性は、時代が下り地域も異なるが、⁽⁴⁶⁾ マタイ伝を繙けば明らかであろう。

したがって *Cato*. 5, 4. には、日当そのものについての言及はないが、当該箇所を素直に読めば、自由労働者として毎日、日当が与えられていた、と考えざるをえない。しかし、現実問題として、ある程度の仕事自体の継続は当然であり、その枠の中での日毎更新とみたい。

以上、すくなくとも ④— a, b に関しては、*Cato*. 5, 4. の記事を日毎に云々と読んで、現実の裏づけのあること、それ自体矛盾のないことが確認され(仕事としては継続され得ることも— *Cato*. 136. との関連)、一方 *Cato*. 136. についても、その *politor* を *mercennarius* とみても(もっと広げることも可能。 *redemptor* その他)、たとい付加給付とはいえ現物給付が他にあり得ること(厳密にいつて *m.* かどうか、という点が残るが)が指摘できたとすれば、それ自体唐突な記事ではなく、矛盾もない(日毎の労賃たる現金にプラスして「6分の1」～「9分の1」の穀物が付加給付されたとみれば、農耕の全過程又は可成の過程の仕事を *politor* が担当したとしても、割当としては決して少くない)。夫々、矛盾はない、いや現実にはあり得る形態であった。

ここで *Zanini* が *politio*, *politor* を「農業の現実」とみた卓見を想起する。しかし現実であるならば、あらゆる矛盾は其中で融けてしまうのか。実は上のように考えても *Cato*. 5, 4. と 136. 相互の矛盾は、相変らず矛盾として残る。ただ *politor* を *pastor* と並ぶ幅広い概念と考えれば、現実には *Cato*. 5, 4. と *Cato*. 136. とが並存できたであろうということ、その点への見通しが明らかになってきた。次の問題点④— c を検討することによって、その点はもう一歩進めることができよう。

④— c *politor* の仕事はいかなるものであったか、その点の手がかりになる史料は、*Cato*. 5, 4. と 136. の他にないのであろうか。実は、別の角度からのアプローチが可能なのである。

言語学的には、*politor* は *polire* 「浄める・磨く」という語から来た表現であり、したがって *depolire*, *expolire*, *polimenta* とも通じることが一つの鍵となる。⁽⁴⁸⁾ *polire* という限りでは、そ

(44) *Sen. benef.* 6, 17, 1. (in diem locare) *Hor. Sat.* 2, 7, 15. *Nörr. ZSS.* 1965. 100, 175.

(45) 請負であるが、雇傭に近い形を示す *Dig.* 19, 2, 51, 1. (*Jav.*) には、労賃が「日毎に、」とある。 *Nörr. ZSS.* 1965. 101, 180.

(46) *Matth.* 20, 1—14. (70年頃。属州の例) *Krenkel. Romanitas.* 1965. 139ff. cf. *Mayer-Maly. op. cit.* 124.

(47) *Zanini. politor.* 70. しかし農業の現実といえども “pactum,, (*Cat.* 136.) を排除するものでなく、それを包み込むものであった。

(48) *Geiss, Gummerus, v. Lübtow, Thielscher, Goujard* などの言語学的・文献学的な解明については是非をここでくわしく検討する余裕はない。

してとりわけ “ager を polire,, という意味では、整地から除草（土かけ）、つまり収穫をあげられるようにすることが politor の仕事であるかのように思われるが、⁽⁴⁹⁾しかし穀物を刈取ってさっぱりさせる、いや耕地ではなく穀物を polire するとれば、収穫・脱穀・箕で簸ることまでが、polire という表現の中に含まれる。あるいは、穀物という限りでは、耕地云々は視野にはいらず、刈取り・脱穀だけを指すことにもなる。⁽⁵⁰⁾

polire を整理すると、この三通りの考え方ができるが、すくなくとも Cato. 136. と関連させると、整地から除草までとみるのは、説得力が弱い。このようにみると、残る二つ、整地・播種・除草（土をすくことも含める）・収穫・脱穀（箕でもみ殻をとることも）一切、すなわち穀物栽培の全過程とするか、あるいは刈取り・脱穀（箕でもみ殻をとることも含む）だけとみるか、ここで論者の見解は分かれる（勿論、その中間説、除草以降の作業を行なうとみる説もある。除草というのは誤解のおそれがあるが、それはイタリアのような乾地農法の地域では、むしろ「土をかぶせること」を意味した）。

この二つの説の分かれるもとは、単なる言語学・文献学的解釈の差にあるのではなく、分け前としての「6分の1」～「9分の1」（脱穀後ならば「5分の1」）を多いとみるか、少ないとするか（6分の1も9分の1も実際の割当て量は結果的に同じことは既述の通り）による。全過程を含むならば、分け前は折半に近くなければならぬ、とするのが刈取り・脱穀労働者説であり、⁽⁶¹⁾刈取り・脱穀だけであるならば、この割当てでも多すぎる、とするのが全過程（乃至は可成の部分）の労働者説となる。⁽⁶²⁾

(49) Nonius (66,18) は polire について「politio agri とは丁度我々がすべて特に注意して光るまで磨かれていると呼ぶように、耕地を丁寧に手入れすること」(agrorum cultus diligentes, ut polita omnia dicimus exculpta et ad nitorem deducta.) とし、Ennius の句をひく。「耕地を磨く（除草する）ため、彼は齒のついた鋤をにぎった」(rastros dentefabres capsit causa poliendi agri. Ann. lib. IX.) Thielscher. op. cit. 329f. は、この人物を Cincinnatus とする。更に「〔多分カルタゴ再建についての〕証拠は、アフリカの土地が示すあの広い磨かれた耕地である」(testes sunt lati campi quos gerit Africa terra politos. Sat. lib. III.) この Ennius の詩句は Cato と同一時代のもので、politio—politor 考察の基礎史料となるであろう。それに Nonius を加えて考えると polire agrum は「耕地をならす、磨く、清める」という意で、ただ耕すというより一歩進んだ意であることは明らか。

(50) Fest. 63,5 (depoliturum perfectum, quia omnes perfectiones antiqui politiones appellabant.) から “perficere” と “polire” とが結びつくと考えられ、また同じく Fest. 266,19. (polimenta anticui dicebant testiculos porcorum cum eos castrabant a politione segetum aut vestimentorum, quod similiter atque illa curentur.) 中の「種の蒔いてある耕地から雑草を根こそぎにし (Geiss), 衣類を清潔にする」とみることにより、一歩進めて「種をきれいにする→きれいな種をとる」と解すれば、Col. 2,20,6. の expolita frumenta—repolitio と関連させ、politio の中に刈取り・脱穀・箕で簸ることまではいってくる (Thielscher. op. cit. 330f.)。Col. 2,20,6. は Goujard. RPh. 1970. 84f.

(51) せまくとるのは Mommsen, Zanini, Brockmeyer. 尚穀物ではないが、Cat. 137 は Thielscher. op. cit. 223f. 333f. によれば折半 (本小稿注40)。

(52) 支給穀物の割合から広く捉えるのは Geiss. op. cit. 19. Goujard. RPh. 1970. 89. その他に Gummerus (二つの型を考えるが)、Thielscher (本小稿注23)。

実は、収穫量(=額)、奴隷の賃銀等々の分析結果を加えても、以上のいずれに左袒すべきか決しかねるが、⁽⁵³⁾ただどのようにとるにしても、一日毎に労務者を入れ替えることで足りる仕事、あるいは一日で済む仕事、それにとどまらないことは明らかであろう。Cato. 5, 4. のように、毎日、日当が支払われること、それは mercennarius=politor である限り、ありえたと考えられるが、労務者でなく仕事の方に視点を移せば、仕事そのものは、播種から脱穀とみようが、あるいは犁耕・播種を除き、除草から脱穀とみようが、刈取り(脱穀が内包される)だけとみようが、一日限りでなくある程度継続する。したがって、「一日交替」とは実際は「次の日も」をうちに秘めていた、つまり排反事象ではない、とみななければなるまい。

次に注意しなければならないのは、Cato にあっては、穀物栽培は利潤をあまり期待できず、本来、自家消費を狙いとするものであった点である。⁽⁵⁴⁾土地所有者の手に残る「6分の5」～「9分の8」(脱穀後ならば5分の4)の穀物ですらその粋の中のものであったとすれば、ましてや politor の手にはいるもののウェイトもおよその見当がつこう(計算の一例は注30をみよ。給付の割合が低くとも、それが直接、刈取り説にはならないことを指摘したい)。

Ⅲ

前項で明らかになった点をあえて図式化すると、politor が幅広い概念であることを想起すれば、人間・仕事の面から Cato. 5, 4. と 136. 双方が並存し得ること、二つの報酬の型すなわち賃銀・現物給付の並存がみられたということである。この立場をとると、次の三つの考え方が可能である。

- ① 5, 4. から 136. への歴史的発展、つまり型の変化があったとみること。
- ② 5, 4 型と 136 型が、違った人物(politor)の型として並存した(①後者が前者を包み込む、または統べる形か、②両者全く別個のものとして)。
- ③ 5, 4 型と 136 型が、politor の型としてではなく、報酬の型として並存する(①現金を受ける人と現物を得る人に分かれるか、②混融して現金・現物双方を受けるかである)。

以上の三つの考え方の中、①は、⁽⁵⁵⁾両個所の執筆時期のずれを根拠としての主張である。それは11頁注36で指摘した点に連なり、発展ということを前面に出さない限り、むしろ②③の捉え方と

53) 本小稿注30参照。その上で筆者は Goujard. Cato. 285. のように、刈取りにとどまらない、ある長さの作業とみる説に傾く。

54) Cat. 1, 7. cf. 2, 7. 2, 2. Goujard. Cato. 124, 22. Dohr, H.: Die italischen Gutshöfe nach den Schriften Catos und Varros. Köln. 1965. 81ff. Martin, R.: Recherches sur les agronomes latins. Paris. 1971. 278ff.

55) Thielscher. op. cit. 328. 但し Dig. に連らなる特徴が Cat. 136. にみられる故に、Cat. 5, 4. → 136. → Dig. 17, 2, 52, 2. とみるのは、一応それなりに筋は通るが、Cato 代にその変化がみられた、とするのはどうであろうか、5, 4. → 136. は論理の上でのことである(Thielscher. op. cit. 332. 335f. は、昔つまり 5, 4. 執筆時は、労働力豊富で毎日 politor を変えることが可能であったのに、136. 執筆時には供給が困難になってきたので、一人の人物に託す(その人が他の人を引具してくる)ことになった、とする)。

相通ずるところもある。つまり 5, 4. と 136. の *politor* は異なるのである。とりわけ農業論の構成を考えると、そのようにいえよう⁽⁵⁶⁾。

②に関しては、一言で *politor* と言われているものに、敢て分ければ二つの型があったこと、否二つの型を内にもっていたのではないかと考えることである。つまり *politor* を広く捉え、その上で①個々の *politor* と、それを束ねる・指揮する *politor* (*mercennarius* のリーダーとみれば、必ずしもその必要はないが、これを請負人とみることもできよう) が存在したとみるか、あるいは③ *Cato* の兩個所の *politor* を異なった存在とし、前者 5, 4. は整地・土すきその他万般の労働にそのときどき使われる一種の臨時労働者であるとし (*politio* の原義を生かす)、後者 136. は、籠で量られる云々から収穫請負人・収穫労働者として存在したとする、つまり季節労働者とみるか、その何れかである (収穫請負人ならば、その下で働く労働者を考えねばならないが、それは①型の前者、③型の前者何れでもよい。ただ収穫労働者あるいは季節労働者とみれば、そのように考える必要ない)。このようにみても、史料の個々がそれ自体としてあり得る形態であるのに残る兩個所の矛盾については、農業論の構成そのものについての見解を加味すれば、つまり 5, 4. と 136. が必ずしも一貫した論理でつながらないことを思うと、①、③はオーバーラップしながら存在したとみるべきではなからうか。そこに、一応、整合的な解釈の道がひらける⁽⁵⁷⁾。

文字通りの日傭いたる *Cato*. 5, 4. の *politor* は、*vilicus* に相対する者として描かれるが、一方、*Cato*. 136. のように、収穫を核とするある長さの労働を前提とし、現物給付を与えられる存在である *politor* は、*vilicus* ではなく土地所有者と、一定の条件で契約を結ぶ (*pactum* という表現を想起したい) 主体とされている。これに対応するものとして、*Cato*. 144—145 の *redemptor—homines* (あるいは *socii*) の関係が直ちに思い出されよう⁽⁵⁸⁾。そして時代が下るか、

⁵⁶⁾ *Cat.* 144—150 と、それに加えて 16. 136. は、*Cato* の作品のエディター L. Manlius の付加であるとするのは、Arcangeli, A.: *Scritti di dir. agr.* I. 1935. 261ff. (Goujard. *Cato*. 294, 6) Hörle. *op. cit.* 108f. も、5, 4. と 136. の執筆時期の差を指摘する。必ずしも兩個所の *politor* が完全に同一の性格のものであるとは言い切れない、というのである。

⁵⁷⁾ 注33, 35参照。v. Lübtow. *Catos Leges*. 345. は *Führer* とみる (*Trumpler* の *manceps op.* に連なる) が Goujard. *RPh.* 1970. 91. はそのようにはとらない。なお Macqueron. *op. cit.* 60. が *Cat.* 136. を請負とみるのも、この捉え方に通ずる (注30. における推定を想起せよ)。もっとも常に ① 労働と人間を切り離せるか、③ *merces* は労働 (力) の対価であるのか、という二つの問題が残る。また、一つの仕事に当り、報酬の一部が *manceps* に、一部 (残り) が直接労働者に、ということもあり得たとすれば、これまた二つの型の *politor* を考えることのできる傍証になりはしまいか (時代は下る。CIL. VI. 31603. Nörr. *ZSS.* 1965. 100, 174.)。

⁵⁸⁾ 注41参照, Kaltenstadler. *op. cit.* 12f. 但し、ここには50人の “*adsidios homines*,” とあり、その数が極めて多く、穀物畑に果してそれ程の人数が必要かどうか問題がある。この点だけをおしてゆくと、穀物畑には *Cat.* 144—145 にある *redemptor—socii (homines)* 型は存在しないことになる。 *socii, homines* をどうとるか は Goujard. *Cato*. 295, 10. 297, 5 (本小稿注10. 11.)

あるいは地域が異なると、politor におけるこの形が進み、呼称はともかく mercennarius たるべき人物を引具して歩く manceps、つまり politor は manceps 的な存在となる、あるいは土地所有者と societas 関係をもつ存在となる、と推測するのはゆきすぎであろうか。⁽⁵⁹⁾

このように二つの型の politor がある、という捉え方が無理であるにしても、いや図式的であるにしても、一歩退いて、一つの型の politor も視角を変えると、Cato. 5, 4. 若しくは Cato. 136. の politor となる、両者相覆いつつ存在した、すなわちつまり上記の③の④のように賃銀も、現物も受けた、それ故現物の割合はすくなくとも良かった、とみることもできるのではなからうか。敢て以上を総合すると、Cato の時代には二つの型の politor の並存・混淆していたのが現実ではなかったかと思う。ただその発展の方向は、上に述べた通りであろう。

ここで10頁の④に対しても、一つの見通しをつけることができた。

三

I

いかなる連中が politor になるのであろうか。その主体をなすのは、隣人（一歩広げて近隣の人）以外には考えられない。Cato の農業論では、労働力としての隣人の存在は土地購入の前提であり (1, 2f.), 良き隣人を持つことが容易に労働力を得ることになる (4, 4.) のであった。このような Cato における隣人のあり方から⁽⁶⁰⁾、労働者即ち politor の主体は、隣人と考えなければならぬ。隣人とみる点では、古くは Gummerus 新しくは v. Lübtow, Goujard など意見は一⁽⁶¹⁾致する。ただ v. Lübtow が、労働者を毎日変えることは、隣人にしてはじめて可能であるとするのは、自然な捉え方ではあるが、隣人たるすべての労働者を一回に働かすのは不可能、それ故交替が必要なのである、というのうがちすぎであろう（交替が可能だけの供給源の存在。Thielscher）。

農耕とりわけ穀物栽培の補助の労働者として、それ程多数の人員がいたのか、いや多数の隣人を必要としたのだろうか。実は Cato の記述の底に現実があること、つまり現実をふまえた記述であることを想起したい。当時の穀物栽培の農業経営全体に占める比重の上に、問題とされるべき耕地の広さや全労働力についての推定も可能であり——Cato の例はオリーブ園と葡萄園で、

(59) 注33. 35. 57. 65. をみよ。ただここでは D. 17, 2, 52, 2. あるいは Dessau. ILS. 7457. への発展を指摘するにすぎない。それでもなお残るのは ④穀物栽培の比重からみて、その必要ありや、ということと ④前注の人数の問題、である。

(60) Brockmeyer. op. cit. 78ff. 特に 79, 33. Thielscher. op. cit. 178f. 191f. cf. Krenkel. Romanitas. 1965. 138f. なお Cato にとどまらないことは Varr. 1, 15, 1. 1, 16, 6. 1, 18. cf. Dohr. op. cit. 28 Ennius にみられる 友人の例は Gell. 2, 29, 7.

(61) v. Lübtow. Catos Leges. 353. Goujard. RPh. 1970. 92. Cato. 285.

他よりの類推となるが⁽⁶²⁾、補助労働力も、こと穀物畑の場合それ程多大の必要はない、つまり原則的に隣人で、しかもさほど多大ならざるそれで間に合うとみたい。

また「籠で量って分けられる」という記述の底には、*politor* も自分の納屋若くは麦打ち場を持っていた可能性がよみとれ、その限りでは彼らも一応の土地所有者、しかも近隣の土地所有者と推定することができる。⁽⁶³⁾

とすると、数はともかく彼らにも奴隷若くは隷属下の自由人がいたと考えられ、それは当然他人の農場で働かされたことであろう⁽⁶⁴⁾（この隷属下の自由人が *mercennarius* としての *politor* とも考えられる）。

勿論、一方では隣人の不安定さあるいは暴力も指摘されており、そこでは隣人はむしろネガティブに働くが、*mercennarius* という具合に視野を拡げると、渡り歩く *mercennarius* の存在は、Cato 時代はともかく、共和政末期の史料から抽出される。⁽⁶⁵⁾ つまり、二つの型の *mercennarius* が存在したのである。近隣の人が *politor*（広くみて *mercennarius* の一つの型、又は、あるいは及び *redemptor*）として働く一方では、所領が広大なときには、幅広く、イタリアの各地から農繁期には *mercennarius* として働く人も集まる。もっとも、それは穀物畑であるのか、果樹園であるのか、後者の可能性も大であるが、定かではない。

したがって短絡的に Cato. 136. の *politor* が前者すなわち近隣型 *mercennarius*、果樹園の *mercennarius* が遍歴・地方型 *mercennarius* というのではないし、また Cato. 5, 4. を後者の *m.* とするのでもない。ただ二つの型の *politor*、若しくはオーバーラップする *politor* という点とも関連するのではないかと思うにすぎない。もっとも、そのようにみても、Cato の如き中規模な所領では、比重は近隣の人にあつたと推定される。近隣型 *m.* と遍歴・地方型 *m.* は時代差とみられなくもないが、時代が下っても（Varro にも）近隣の人を（農業そのものではない

(62) 労働力の計算は Duncan-Jones, R.: *The Economy of the Roman Empire*. Cambridge. 1974. 326f. 329. 但し Cato の記述は、オリーブ・葡萄栽培に限られるため、穀物畑に関しては Varro, Columella, Horatius から推定する他ない（たとえば Col. 2, 12, 7. 200 *jugera* の土地では木のあるときには13人、ない場合10人～Saserna による）。Kaltenstadler. *op. cit.* 18f. 68f, 49a. は、Col. の数字に問題があるとするが、ただその際 Henning が18世紀の耕地・耕作者の例から概数を出すのを根拠として使うのは、どうであろうか。

(63) Gummerus. *op. cit.* 32. Goujard. *RPh.* 1970. 88. なお Štaerman. *op. cit.* 80. が *politor* は自分の土地を持っていたとするのを、Kaltenstadler. *op. cit.* 65, 35. は単なる推論にすぎないとしているが、そう極め付ける必要ない。

(64) 農民が相互に奴隷・牛馬を提供したことは Kaufmann. *op. cit.* 149, 76. Mayer-Maly. *op. cit.* 131. (Apul. Apol. 17. 158年頃の執筆、法的な問題あり)

(65) Cato 時代に関しては、注11. 41. 58. にあげた Cat. 144, 4. の *homines* もこの型にはいるかもしれない。共和政末期の事例としては Cic. Att. 14, 3, 1. また Suet. Vesp. 1, 4 は Vespasianus の母方の曾祖父がウンブリア地方からサビニ地方に毎年...とある。但し Dessau. ILS. 7457 (CIL. VIII. s. 11824.) は、地域・時代が異なるため、そのままでは史料として使えない。

ケースもある) 自由な賃労働者として使用すべきことが示されていることから、容易に反論でき⁽⁶⁶⁾る。

II

ここで、politor=隣人という推論の上に取て今一つ推論を積み重ねる冒険を犯せば、次のようになる。それは、筆者もかつて示唆したことのある隣人の隷属的性格(法的というより、社会的・政治的なそれである)⁽⁶⁷⁾の問題に関連することである。

実は、politor といえども自由人であることを前提として、土地所有者との間に locatio-conductio の関係にはいる主体となっている。このことを考えると、たとい societas の場合より、locatio-conductio の場合、当該人物は社会的に劣格であるにしても、pactum と religio、fides の相関性を思うと、⁽⁶⁸⁾politor も自主独立の存在である。一步退いても、完全な隷属民ではない。

しかし、彼らの当面の仕事に関しては、労働の形態を考えると、仮令二つの型の p. としても、vilicus の監視下にあることはたしかである。彼らを mercennarius とすれば、一般に merce⁽⁶⁹⁾nnarius には重労働が課せられるべきであるという指摘のあることを知っている⁽⁷⁰⁾。merces の対象となるのは、それが自由人にふさわしくない仕事 (operae illiberales) を意味したからであることを想起したい。とりわけ「自分自身と自分の労務を」(se et operas suas)⁽⁷¹⁾ 提供するという法形式は、彼らの隷属性を示すものといえよう。⁽⁷²⁾mercennarius に対しては雇傭主の懲戒権も存し、⁽⁷³⁾[vilicus の] imperare (支配・命令する) という表現の再検討をも含めて、⁽⁷⁴⁾familia

⁽⁶⁶⁾ Varro にあっては Cato 代より mercennarius に厳しい労働が求められるとするのは、Kaltenstadler. op. cit. 13, 35. しかし、決して隣人型 m. も消えていない。

⁽⁶⁷⁾ 拙稿「Cicero の法廷弁論にあらわれる colonus」『名古屋大学文学部研究論集』LXVIII. 1976. 29.

⁽⁶⁸⁾ Zanini. politor. は societas と l. c. の差をこの視角から詳しく論ずる。de Visscher, F.: Etudes de droit romain public et privé. 3 serie. Milano. 1966. 405ff. の説く pactum は、136. の p. とは異なるが、religio と fides との関連を説く。

⁽⁶⁹⁾ De Robertis. op. cit. 111, 25. cf. 105, 13. vilicus 自体は奴隷であるから懲戒権はなく、厳密な意味で vilicus の隷属下にあるのは奴隷のみであるとして、De Robertis に反論を加えるのは Nörr. ZSS. 1965. 94, 139. 94, 140. 但し Cat. 5, 4. を素直に読めば、やはり隷属下。

⁽⁷⁰⁾ 地味悪しき土地、若しくは低賃銀で、というのは Varro, Columella を通ずる主張である。Varr. 1, 17, 2. 3. Col. 2, 2, 12. 3, 21.

⁽⁷¹⁾ Cic. off. 1, 42, 150. De Robertis. op. cit. 101, 1.

⁽⁷²⁾ 簡単には Kaser. op. cit. 563, 568, 56.

⁽⁷³⁾ D. 48, 19, 11, 1. D. 42, 2, 90. Kaser, M.: Geschichte der Patronatsgewalt über Freigelassene. ZSS. 58. 1938. 101ff. Kaser. op. cit. 569, 59. cf. De Robertis. op. cit. 168ff. Martini. op. cit. 63ff. Nörr. ZSS. 1965. 97.

⁽⁷⁴⁾ Dig. でなく、すでに Varr. 1, 17, 4. 5. Col. 1, 8, 10. にみえる。De Robertis. op. cit. III. 2—3 (147—160) Nörr. ZSS. 1965. 95. imperare するのは雇傭主か、vilicus か?

rustica と呼ばれるものの実態も今一度洗い直してみなければならぬが、⁽⁷⁵⁾ m. を奴隷と同じ、あるいは奴隷類似の存在であると、De Robertis のように言い切れるか。当該人物が mercennarius であるのは、その契約期間だけ（日傭いならば一日毎）であることを想起すれば、De Robertis 説には、そのままでは従えないことは明らかであろう。その点、Nörr の批判は正しい。⁽⁷⁶⁾

しかし、期限が問題であるならば、politor (=mercennarius) の法的なありよう云々というより、彼らの土地所有者への隷属性が契約期間を越えても存在するとみるためには、politor = vicinus という前項での推定をここに挿入することによって、politor の土地所有者に対する隷属性、そしてその隷属の性格・度も推定することができるのではなからうか。

共和政末期ローマ社会においては、vicinus が cliens と同列視される存在で、すくなくとも土地所有者の土地争いにも駆り出され得る、その程度の隷属性が認められるのである。⁽⁷⁷⁾ Cato 時代に関しては、史料的に明らかでないが、このような関係が共和政末期に突然あらわになったとはいえない。

勿論、他ならぬ vicinus の隷属性を示唆する上記の史料において mercennarius 自体が familia の中にいれられて捉えられている。⁽⁷⁸⁾

なお、それに加えて interdictum de vi（暴力に関する特示命令）に mercennarius が filius familias と並記されていることにより、De Robertis のように、それをふまえて personae loco servorum 論の手がかりに出来、vicinus など持ち出さなくても、そのまま、その限りの隷属性を主張できるかに思われるが、問題は、この史料が果して共和政期にも妥当したかという⁽⁷⁹⁾ ことであり、更に mercennarius が悉く同じように土地所有者に隷属したのかどうかということである。

上に述べたような、隣人ならざる mercennarius の流動性を考慮すると、やはり vicinus を中間項として導入すること、つまり mercennarius、そしてその中の politor も vicinus である場合という限定を加えた上で、その隷属性を指摘することができるのではなからうか。

⁽⁷⁵⁾ 農場での労働力の単位あるいは一つのまとまりとしての familia が考えられはしないか。

⁽⁷⁶⁾ 前掲拙稿 29, 115, 32, 130. De Robertis は雇い主の familia の中にはいる mercennarius, それにとどまらず "servorum loco," とする。Macqueron. RHD. 1959. 600—616. なお Nörr の De Robertis 批判の前に、Martini との論争がある (Iura. 1958. 229ff. 1959. 120f.). Macqueron. op. cit. 62. では、politor は familia の枠の中にはいないばかりか、partarius でもないとされる。しかしこの場合の familia は、非自由人の意であろうか。Macqueron は、自由労働者は villa に縛りつけられた存在ではない、とするのみである (64)。

⁽⁷⁷⁾ Cic. Caec. 57. Phil. 12, 23. 前掲拙稿 29, 118. cf. Varr. 1, 16, 4.

⁽⁷⁸⁾ Cic. Caec. 58. 前掲拙稿 29, 115.

⁽⁷⁹⁾ D. 43, 16, 1, 20. De Robertis. op. cit. 117ff. Nörr. ZSS. 1965. 91.

むすびにかえて

Geiss のように歴史的発展の問題は捨象し、静態的に捉えてきたが、最後に politor の発展如何という問題について一言しておこう。

農業にかかわりのある politor という表現は、三個の農業論中 Cato にしかあられず、更に一世紀の Celsus の発言の中からしか読みとれないこと、そのために、politor の消長については積極的にはなんとも言いようがない。Cato にあられることは、彼が農業論を以て現実指南の書と目したこと、しかも利潤追求の道、中小土地所有の存続を計ったこと、しかし穀物栽培はオリヴ・葡萄栽培に比して副次的な意味しか有しない(原則として自家消費)こと、それらをつまみまえて、その上での politor であると考えらるべきであろう。⁽⁸⁰⁾

ただ Varro, Columella にはあられないことを以て、この形での自由労働が歴史的に減少してゆく、という具合に一般化してはなるまい。たしかに Cato にはない表現、つまり限定された作業に従事する労働者が、Varro, Columella にあられる(arator=耕地を鋤き返す人~Varr. 2, pr. 4. Col. 1, 9, 3. occator=農地を馬鋤で平らにならす人~Col. 2, 12, 1. sarritor=鋤で耕す人~Varr. 1, 29, 2. runcator=鎌でとげ・茨を刈り取る人~Col. 2, 12, 1. messor=穂を刈りとる人~Col. 2, 12, 1. foeniseca=干し草作り~Col. 2, 17, 4. 5.)⁽⁸¹⁾が、耕地の補助労働者が呼称としてこのように細分化・多様化されることと、politor はもう姿をみせないこと、この二点はある種の推論を働かせる場を提供するかのようにもみえる。しかし、敢て推論は展開しまい。ただ Celsus の politor は Cato のそれとは異なった性格のものになっていたかもしれないが、「収穫物の一部分の給付」という報酬の形には変化なく、両者全く関連なしとはいえない。もっとも Cato. 136. 若しくはこの Dig. 17, 2, 52, 2. の p. を colonus partiaris の先駆的形態とみるべきかどうかという点に関しては、二つの点を結ぶことにより流れ・発展とみなすことができるかどうかということもあり、ことは簡単でなく、別に詳論を必要としよう。そこで Gummerus, Goujard のようにただ両者に系譜的関連を考える余地あり、とするだけにしておきたい。

次に、視野をすこしく広げ、自由な賃労働者をあらわす表現としての mercennarius の消長を考えると、農業論をかいまみるだけでも、Varro, Columella とその存在は消えていない(Varr. 1, 17, 2. Col. 1, 7, 16.)し、現実にも然りであった(Cic. Att. 14, 3, 1.)。とりわけ Varro においては、重労働は奴隷ではなく、日傭いに、というのは、その最たる発想であるといえるし、彼らの働かされたのが農繁期であるとするれば、呼称はともかくとして、Varro の言うようにオリ

⁽⁸⁰⁾ 副次的な意味しか持たないから、という消極的なところに politor を使う根拠を求めるのが Brockmeyer. op. cit. 99. cf. Goujard. Cato. Introd. 39. 42.

⁽⁸¹⁾ politor だけでなく、Varro には redemptor, partiaris なる表現もあられないが、locatio-conductio が消滅したとは考えられない。mercennarius なる表現については、本小稿注6をみよ。Dohr. op. cit. 146. cf. Goujard. RPh. 1970. 85, 5.

⁽⁸²⁾ v. Lübtow. Catos Leges. 357.

ーヴ・葡萄・穀物の差はあっても当然収穫に働かされたことであろう。もっともその場合、経営規模の問題、奴隷労働と小作との関係、それと穀物畑と果樹園の差も考えてみなければならない。

一方、視角を変えると、Cato の時代には自由な臨時の労働力の供給源が大であったのに、共和政末期にはそれが減少した、とする論者がある⁽⁸³⁾。兵士になることによって、生きる道が開かれたというのである。そして、奴隷と小作人との位置が奪われてゆく、とみている⁽⁸⁴⁾。しかし果して、それ程簡単に図式化できるものであろうか。共和政末期・キケロ時代には自由労働者は必ずしも減っていない。

自由な労働者の掌握、それが有力者にとっても要諦であったと推定されるが、mercennariusの生きる場の差もあるとはいえ、農業に関わりのある mercennarius (その特殊例が Cato においては politor) の場合にあっても、雇傭主すなわち土地所有者との関係は、vicinus である限り、ときには、その政治的な力たりうる程の隷属性を有していたと考えられる。

昭和53年10月28日

この論文は、昭和53年度文部省科学研究費補助金による研究「ローマ農業史の研究」の成果の一部である。

(83) Heitland, W. E.: Agricola. Cambridge. 1921. 264ff. White. op. cit. 349.

(84) Krenkel. Romanitas. 1965. 151ff. は、この点、イタリアと属州の差がある、としている。